○国土交通省告示第三百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成七年十二月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　神奈川県伊勢原市高森二丁目及び高森二丁目の各一部、大字下糟屋字高森字白金及び蔵ノ下の各一部、大字下糟屋字白金前、上北ノ根、下北ノ根、丸山及び上町並の各一部、大字粟窪字東窪及び四石田の各一部

四　土地区画整理事業の名称　伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　神奈川県伊勢原市笠窪三百五十六

六　事業計画の認可の年月日　平成七年十二月二十二日

七　事業施行期間の変更　平成七年十二月二十二日から平成二十年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　告示日と同日

○国土交通省告示第三百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び徳島県

第２　事業の種類

１　国土交通大臣起業に係る事業

一級河川那賀川水系那賀川改修工事（深瀬堤防・徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

２　徳島県起業に係る事業

県道阿南鷲敷日和佐線改築工事（深瀬工区・徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町岡崎地内

⑵　使用の部分　徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町岡崎地内

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町岡崎地内

⑵　使用の部分　徳島県阿南市深瀬町北久保、深瀬町大畝町、深瀬町中洲及び深瀬町岡崎地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内までの延長767ｍの区間（以下「本件河川区間」という。）における「一級河川那賀川水系那賀川改修工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件河川事業」という。）である。

本件河川事業のうち、「一級河川那賀川水系那賀川改修工事」（以下「河川本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、河川本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、河川本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係ある河川に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、徳島県阿南市深瀬町北久保地内から同市深瀬町岡崎地内までの延長929ｍの区間（以下「本件道路区間」という。）における「県道阿南鷲敷日和佐線改築工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件道路事業」という。）である。

本件道路事業のうち、「県道阿南鷲敷日和佐線改築工事」（以下「道路本体事業」という。）は道路法第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、道路本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、道路本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係ある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件河川事業及び本件道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件河川区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件河川事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

県道阿南鷲敷日和佐線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により徳島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により徳島県が道路管理者になることなどから、起業者である徳島県は、本件道路事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

ア　第２の１に係る事業

一級河川那賀川水系那賀川（以下「那賀川」という。）は、その源を徳島県那賀郡に位置する剣山山系ジロウギュウに発し、坂州木頭川、赤松川等の諸支川を合わせながら那賀川平野に出て、派川那賀川を分派し紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長125㎞、流域面積874㎢の河川である。

那賀川は、その下流域に阿南市街地を擁し、治水上重要な河川であるが、上流域では平均年間降水量が3,000㎜を超え、下流域でもそのほとんどが2,000㎜を超える多雨地域にあり、また、台風の常襲地帯であることから、豪雨による洪水により、頻繁に浸水被害が発生している。昭和25年９月のジェーン台風により、那賀川流域は、戦後最大流量の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月の台風23号による洪水により、床上浸水107棟及び床下浸水93棟の被害が発生している。

那賀川の治水対策は、平成18年４月に那賀川水系河川整備基本方針が、平成19年６月に那賀川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和25年９月のジェーン台風による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である古庄における目標流量を9,000㎥／秒とし、そのうち洪水調節施設で500㎥／秒を調節し、8,500㎥／秒（以下「河道配分流量」という。）を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件河川事業は、無堤であることなどから、流下能力が低く、洪水時にたびたびはん濫し、浸水被害を受けている本件河川区間について、河道配分流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件河川事業の完成により、本件河川区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件河川事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものであると認められる。